

○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）新旧対照表（評価委員会、中期目標等、業務実績評価）

改正後	現 行
<p>第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、<u>当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。</u></p> <p>2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 <u>第八条第四項、第二十五条第三項、第二十八条第四項、第三十条第二項、第四十二条の二第五項、第四十四条第二項、第四十九条第二項（第五十六条第一項において準用する場合を含む。）、第六十七条第二項、第七十八条第四項、第七十九条の二第二項、第八十七条の八第四項又は第八十七条の十第四項の規定により設立団体の長に意見を述べること。</u></p> <p>二 <u>第七十八条の二第一項の規定により第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次号において「公立大学法人」という。）の業務の実績を評価すること。</u></p> <p>三 <u>第七十八条の二第四項の規定により公立大学法人に勧告すること。</u></p> <p>四 <u>第一百八条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。</u></p> <p>五 <u>第一百十二条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。</u></p> <p>六 <u>その他この法律又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p>3 <u>評価委員会は、前項第一号、第四号又は第五号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第二項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。</u></p>	<p><u>（地方独立行政法人評価委員会）</u></p> <p>第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、<u>執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。</u></p> <p>2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 <u>地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 <u>その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。</u></p>

改正後	現 行
<p>(中期目標)</p> <p>第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、<u>当該中期目標</u>を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。<u>当該中期目標</u>を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 中期目標においては、次に掲げる事項について<u>具体的に</u>定めるものとする。</p> <p>一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）</p> <p>二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>三 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>四 財務内容の改善に関する事項</p> <p>五 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。</p>	<p>(中期目標)</p> <p>第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、<u>これ</u>を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。<u>これ</u>を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）</p> <p>二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>三 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>四 財務内容の改善に関する事項</p> <p>五 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。</p>
<p>(中期計画)</p> <p>第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、<u>当該中期目標</u>を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。<u>当該中期計画</u>を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>四 短期借入金の限度額</p> <p>四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>六 剰余金の使途</p>	<p>(中期計画)</p> <p>第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、<u>当該中期目標</u>を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。<u>これ</u>を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>四 短期借入金の限度額</p> <p>四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>六 剰余金の使途</p>

改正後	現 行
<p>七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 (削る)</p> <p><u>3</u> 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p><u>4</u> 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。</p>	<p>七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p><u>3</u> 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p><u>4</u> 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p><u>5</u> 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。</p>
<p><u>(各事業年度に係る業務の実績に関する評価等)</u></p> <p>第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。</p> <p><u>一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績</u></p> <p><u>二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績</u></p> <p><u>三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績</u></p> <p><u>2</u> 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。</p> <p><u>3</u> 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。</p> <p><u>4</u> 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の</p>	<p><u>(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)</u></p> <p>第二十八条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。</p> <p><u>2</u> 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。</p> <p><u>3</u> 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。</p> <p><u>4</u> 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p><u>5</u> 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。</p> <p><u>(中期目標に係る業務の実績に関する評価)</u></p> <p>第三十条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。</p> <p><u>2</u> 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業</p>

改正後	現 行
<p><u>意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。</u></p>	<p><u>務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。</u></p> <p><u>3 第二十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。</u></p>
<p><u>(中期目標の期間の終了時の検討)</u></p> <p><u>第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。</u></p>	<p><u>(中期目標の期間の終了時の検討)</u></p> <p><u>第三十一条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。</u></p>
<p><u>(中期目標等の特例)</u></p> <p><u>第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項」とする。</u></p> <p><u>2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。</u></p> <p><u>3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可を</u></p>	<p><u>(中期目標等の特例)</u></p> <p><u>第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及び同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間」とする。</u></p> <p><u>2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。</u></p> <p><u>3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>5 公立大学法人に関する第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。</u></p> <p><u>(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例)</u></p> <p><u>第七十八条の二 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。</u></p> <p><u>一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績</u></p> <p><u>二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績</u></p> <p><u>三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績</u></p> <p><u>2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。</u></p> <p><u>4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。</u></p> <p><u>5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内</u></p>	<p><u>4 公立大学法人に関する第二十六条第四項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p>容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p><u>6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。</u></p> <p><u>(中期目標の期間の終了時の検討の特例)</u></p> <p><u>第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。</u></p> <p><u>3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。</u></p>	<p><u>(会計監査人の資格等の特例)</u></p> <p><u>第七十九条の二 (略)</u></p>